

東谷義和（ガーシー）氏のための弁明

— Apologie de Yoshikazu Higashitani -J'un des chapitres les plus importants des Essais—

足立治朗

「国会欠席を続けた政治家女子 48 党（旧 NHK 党）のガーシー（本名・東谷義和）参院議員の除名処分が 15 日、参院本会議で正式に決まった。賛成多数で反対は旧 N 党の浜田聡参院議員 1 人だけだった」（二三・三・一六、朝・二三三）。

「国会の長期欠席を原因とした除名は初めてとなった」（同）。――

国会議員の除名というのは国法学的にはそれなりに興味深い論点だと思うのだが、我が国の憲法学者を訪ねたとて「国会議員の責務を、どこまでないがしろにするのか」（二三・三・九、朝・一二二）とか、「今日の事態を招いたのは、国会欠席を公言していたにもかかわらず、その集票力をあてこんでガーシー氏を擁立した NHK 党の選挙戦術に根本がある」（二三・一・一二二、朝・八）とか、そんな程度の優等生ぶった御託を並べることしかできないかろうし、我々がここでひとまず冷静に法的な根拠を踏まえたいうえで、憲政上の観点から事態を整理しておくことは無駄でないと思う。

但し、あらかじめ断っておくと、ここで法的な根拠というのは決して例えば、本件が最高裁で争われた場合にどのような裁断が下されるかを蓋然的に予測すると云うような趣旨ではない。まして況や最高裁が、これは地方議会の事例であるが、議員の出席停止を「議員の権利行使」（令和二・一一・二五、判時二四七六・九）の語彙で論ずるにいたった文字通りの末法の世においておや。これはもはや判事が法律のお勉強に生涯を費やしてきて、田中耕太郎先生の遺産を上書きできる地位にまで遂に昇りつめたという幼稚な全能感に酔うために存在する判決であろう。我々凡夫の才がいかに局限されているとしても、法の言語を少なくともこれよりまだ幾許かは政治的理性のために有益な方たちで駆使することくらいは諦めずともすむと信じたい。殊に除名処分の決定した「本会議では、「除名は憲法違反」などとするガーシー氏の弁明書を旧 N 党の浜田参院議員が代読」（二三・三・一五、夕・一）したと云うことでもあるし、将来的にこの一件もまた最高裁の法廷で歪められたかたちで先例として固着するかも知れないその前に、我々自

身の政治的理性の用法を練習してみよう。

ところで、恥ずかしながら筆者自身は普段時事問題の報道に全然興味を有しておらず、電子媒体のカストリ記事は無論、朝日新聞やNHKといった、世間一般では權威を認められた報道であつてすら触れるも眼の穢れという価値観の持ち主であるので、そもそも従前ガ氏の存在や、その事績についてこれまで知るところがなかった。そこで便宜上検討の手法として、本学法学部の学生諸君に質問票（有効回答数、約三〇〇）による協力を仰ぎ、その回答から抽出された事実ないし価値に関する判断につき、前者については新聞記事を用いて最低限の裏付けを施し、後者については精々筋道だつて考えることを方針とした。この点本学には非常な強みがあり、位置付けとしては所謂中堅私大であるが、生活水準の安定した都市圏に所在し、校風に妙な偏向がみられず、よくも悪くも常識的かつ健康的な発想をもつた学生が圧倒的多数を占める。通常の日本語で語りかけて通じないような大きな教育的困難を抱えた学生（それはそれで我々教育者が誠意をもつて対応すべき課題であるが）もなければ、なにかを訊かれて「それは言葉の定義によります」と返すのが賢いと考えるような東大式の自称優等生（これは処置なしであるから一種の公害として全国民が耐えしのぶほかない）もない。主権者たる国民の政治的理性の中央値として用いるには絶好の素材を提供してくれるのである。であるからして、本稿は文字通りの共同作業、それどころか、その貢献度は筆者よりも学生諸君のほうが高いけれども、その寄与分を最終的に論旨として整序（歪曲？）したのは筆者であるから、ここではかえつて学生諸君に不名誉を与えないために、便宜上筆者の単独名義とする。本稿に現れる事実の誤認や論証の不備はすべて筆者の責任である。

新聞媒体としては基本的に朝日新聞の全国版を用いた（括弧書きの数字は特筆なきかぎり、同新聞の掲載年月日及び紙面である）が、これは世に流布する言説空間において、その性質において憲法学の通説に比すべき「名誉ある地

位を占め」るものであって、これにより筆者をして、自己に有利であろう典拠だけをあえて偏って引用したとの批判から免れしめると思われたからである。

有利、不利といっても、筆者自身はガ氏に味方すべき利害関心をいっさい有していないのであり、本稿では極めて政治的に中立な観点から事態を眺めようとするに過ぎない。本稿の掲げる関心はガ氏が正しいとか、間違っているとか云うことではなくて、政治的共同体の構成員たる我々が、ガ氏の登場から学習会得すべき憲政上の教訓を充分にそうしているかどうかなのである。そもそも筆者がその個人的嗜好において愛するのは品格の気高いものであり、美意識に優れたものであり、努力や計画によってではなくて宿命によって煌くものであり、そしてなにより社会一般からは独立したおのれの世界観を有しているものである。それ自体職業として高等とは云いがたい芸能稼業の下半身事情を煽情的に暴露して衆愚の興奮をさそうような下賤の見世物を生業としているらしい人物を援護すべき個人的な必要を感じたことはない。もしこれが、性的加害の名のもとにあらゆる文化的事業をなぎたおそうとする世情に抗して、敢えてMジャクソンやCチャップリンを擁護するというのであれば、そこにいささか個人的な好悪の情が動機として働いていることを認めてもよい。なれどもガ氏においてはさにあらず。本稿で演じられるのは、遠藤周作の描く基督者ですら容易にはなしえなかった、愛しえぬものを敢えて特に愛するということ、そのひとつの実践であり、この実践にのみ、いかなる社会情勢のもとでも同性愛者、魔女や異教徒、黒人やユダヤ人、前科者そして障害者や動植物の生存圏のための最後の防波堤が見出されうるのである。従って本稿はひとりガ氏にとどまらず、奥野淳也氏のための弁明であり、東出昌大氏のための弁明であり、飯塚幸三氏のための弁明である。

けれども、風変わりな社会の鼻つまみものにこそ、ときに丁寧にすぎるほどの顧慮を与えて、そこで企図された——或いは時としてより重要なことには、企図されずして浮上するにいたった——問題提起をそれなりに面白がって

みようと試みは、大体において政治的に正しい人々からは嫌われるのが常である。右のような断書きも畢竟、なお依然として、本稿に接するかも知れない人間の十中八九において、本稿が鬼面でもってひとを驚かすためにあえてガ氏擁護の論陣を張ろうとしているとの印象を抑止することはなしえないであろう。万事は党派的な色分けなのである。それでも一応今回は筆を執ることにした。筆者の書きものはどれもそうだが、とりわけ本稿は憲法学者その他、有識者として言論界にのさばる種族に読まれるためではなくて——いな、そうした業界人たちに読まれないために書かれたのであって、むしろいま委縮し、困惑してみえる若人たち——主権者国民としての地位を有することは確かでありながら、政治その他の領域に特に専門的な知識を持たず、そうであるがゆえに専門的な知識を持っていることを僭称する大人たちから発せられるあなたの妄言とこなたの妄言とに挟まれて、身動きのとれなくなっている若い世代の人々に読まれるため、そしてその各自が固有の理性を敢えて賢明に用いようとする動機付けの一助となることを希ってここに公表されるものである。

世にのさばる政治的に正しい人々を眺めてみるがよい、時代の趨勢がひとたび、同性愛者を流行の神輿に載せるや、すわとこそ同性愛者の生きづらさとやらをもてはやす彼らの姿を。翻って真に同性愛者が社会から踏みつけにされ、その声に耳を傾けること自体が言論空間からの排斥に結びつきかねないような時代背景にあってみれば、政治的・学問的優等生たる地位にしがみつくかくのごとき人種が一体何をしてくれたいのか？ 学問とは本来的に権力の敵である。そして権力と学問とを効率的に区別しうるひとつの標準は、それが都合の悪い相手方にこそ耳を傾けるかどうかである。現在我が国では国民が主権者である以上、我々が真摯に学問をしようと思えばおのずと、良識ある世論とやらに対して、一定の敵対的關係に陥ることは甘受しなくてはならない。従って敢えて、この世論に阿るばかりが能の言説群にも一定の範囲で顧慮をふるまうことは我々自身の議論をより公明なものとすることに資する。かような

理由から本稿ではさしあたり朝日新聞を選んだのであって、世の多くの憲法学者のように同新聞に招かれることこそが出世の第一と観念しているからではない。なお、筆者の慣例として機械的な転写ではなくて、紙面からの書きおこしをしているので、もし誤植などあればこれもやはり筆者の責任に帰すべきものである。

学生諸君に対する質問票は二段階になっており、第二については末筆にて概略を紹介するとして、本稿の主たる素材は第一のそれで、ガ氏の除名処分を正当化する理由付け（換言すれば「ガ氏に除名に値すべきいかなる具体的言動があったか？」）を訊ねた。これは一種のためにする議論（for the sake of argument）であるから、学生の個人的見解がガ氏に敵対的か、同情的かはさておき、とにかくありうべき理由付けとして発想できるものをすべて挙げるように求めた。以下ではその回答に基づきながら、筆者は対論のかたちで検証を試みる。してみるとこれは原理上ガ氏側から正当性を主張する論拠を探ることと似通った作業になるが、それもやはり議論を深めるための議論であることは云うを俟たない。

さて、学生の回答を集計した結果は概要以下のように整理できる。

一、単に抽象的な結論だけを述べたものが回答数として存外多かった。国会議員としての責務をまっとうしなかったから、或いは場合によって、高圧的で態度が嫌らしいから、のような悪性格証拠に属するものもこれに含ましめうるであろう。後者のような理由が除名という帰結に至ったことについて、社会学的な因果連関の観察としてそれは疑いなしに正しい。しかしながら政治的討議としてはいかにも心もとない漠たる説明ではある。およそ素行の不良を理由として政治的生活から特定ものを排除するとき、政治的に未成熟な民がそれを顧みないことの損失は結局民にはね

かえってくる。いまでは我々の市民的自由のための聖者列伝の首席に座しているルソーが、その私生活の浅ましさに  
おいていかに同世代の良識から嫌悪されていたかを思えば、評論家自身の危険負担とは無関係に歴史的評価の定まっ  
たあとになって、つまり例えば百年後になってガ氏の回顧録を岩波文庫に採録するようなことで、現在我々の国家生  
活における理性の欠陥が免罪符を得るとはみなしえない。

主権者諸氏がかりに現状我が国における国会議員の本来の職責を知らんとて、TV中継される予算委員会を傍聴し  
たとして、そこにはおよそ予算に関する討議はその影もなく、閣僚その他の個人的な縁故者の醜聞をあげつらうば  
かりの時間、資源そして労力の浪費にしか触れえないことがほとんどであろう。この現状に鑑みると、他者に対し  
て国会議員としての責務を要求するに、もし当該の責務を通常国会議員であれば事実上行っているであろうことの意  
において定義するなら、人間自然の羞恥の情はむしろ質問者をこそ襲ってくるであろう。我々の与件からすれば、ガ  
氏だけが狙いうちで除名されたわけであるから、我々の議論がもし真に理性的たらんとするなれば、ガ氏が履践しな  
かった国会議員の責務がなんであるか、に加えて、ガ氏以外のすべての国会議員が当該責務を履践しているかどうか、  
という精査にもそれが耐えうるのでなければならぬとしても、本来あるべき政治的理性にとつて過大な要件とは云  
えなからう。少なくとも今回の簡単な調査のかぎりでは、ガ氏と比較して、例えば彼を追放するための陣頭指揮をと  
った鈴木宗男議員において、その代議士としての存在が総計において国政により大きな利益をもたらしていると筆者  
が確信できるだけの証拠を集めることができなかつた。しかしこの点は開かれた問いであるから、ひきつづき、読者  
諸氏からの情報提供を歓迎したい。

刑法上の保護責任者遺棄の罪にしても、単によくない母親だからとか、責任感のみられない父親だから、として処  
罰が正当化されるのでは本来はなくして、具体的な行為義務が言語化されて初めてその懈怠について責任追及をなす

のが、少なくとも法律的に健全な思考である（この文脈において法律的と対比される政治的の形容詞は「情勢次第でなんでもあり」という定義でもって与えられる）。そこで具体的にガ氏が履践しなかつた義務の法的根拠を訊ねるとき、学生の圧倒的多数が挙げたのはやはり、冒頭に掲げた新聞報道でも懲戒処分理由とされている国会への長期にわたる欠席であった。

二、現行法においては議員が「正当な理由がなくて会議又は委員会に欠席した」（国会法二二四条）等の場合、議長が招状を受けて「なお、故なく出席しない者は、議長が、これを懲罰委員会に付する」（同）こととなっている。

但し、この根拠について学生諸君から、決して少数派とは云えない分量の異議も寄せられている。代表的なものとしては、国会で居眠りをしている議員に比べたら欠席して他のやりかたで活動したほうがよほど有意義であるとの見解、これである。筆者自身はこの見解自体に手放しでは賛成しない。国会議員の生活は、議場での居眠りの様子から学生諸君が素朴に想像するよりははるかに勤勉かつ多忙なもので、日々地方からの陳情やマスコミ対応、業界団体との勉強会をこなしながら議場に列席して、そこで繰広げられる争論の前述したとおりの不毛さに照らせば、議員としての活動に精力を傾けている議員なればこそ、およそ睡魔に襲われないほうがよほど健全な人間としての素質を欠いている。これはむしろ国民代表たる業務が（大学人のそれも無縁でないが）それ自体根腐れを起こしているわけ、そうした環境自体は個々の議員の動きようではないかともしたがたい固着した社会的既成事実になってしまっていることとは否定できぬ。出席の有無だけで国会議員の価値をはかることが早計であるなら、居眠りの有無でもそうである。

むしろ居眠りにせよ、欠席にせよ、それを誰が非難しているのか？という疑問のほうが深刻かも知れない。ガ氏が当選した令和四年参院選において、今回の質問票に回答してくれた学生諸君と同年代の投票率は精々三割強と云った



ところであろう。主権者国民の義務の履践率が三割である状況下で、当該国民を代表すべき数百もの議席のうちの一が通例的な意味では機能していないからといって、わざわざ除名手続きを発動せしめるほどの実害があるのかどうかはまったく謎である。むしろこのような不毛な除名手続きのそれ自体が、国会における本来の職責の一として従事され、喧伝されていることのほうがはるかに税金の浪費ではなからうか。国会に出席しないガ氏に対する歳費の「実際の支給総額は約1944万円になる」（三三・三一六、朝・三三）などと云って騒ぐのは、最低限の思考力を働かせれば感知できるはずの数億の失費は黙過するのに、眼前に寝かされた数万の給付を逃したとなるや躍起になって行政を攻撃する衆愚の論法であって、右の程度であれば国政全体の出入からいえばまったく微々たる額であり、ガ氏をはじめとした幾つかの機能不全はひとまずさておいて、議会のその余の部分が概して健全に機能してさえいれば、まったく無駄な儀礼的会合と書類仕事をつまびくだけでも瞬時に節約できる範囲の数字と云わざるを得ない。国会議員は職務を果たさないためによりも、職務を果たしているふりをするためにはるかに血税を乱費しているやに思える。

国会議員の定数は既にして多すぎるといふ声も根強い。それに賛同するかどうかは別として、数多の議席のうちわらずかひとつ、少なくとも目下のところひきこもりから抜けだせないでいる変わり種の存在を許容することにすら耐えられない人々がその同じくちで社会の「だいたい」を叫ぶのはもはや意図的にひとを笑わせようとしているようにすら映じる。

ちなみに筆者は今回の調査で偶然触れたに過ぎない情報であるが、関連して、既にSNS上で堀江貴文（ホリエモン）氏が、国会に長期欠席しながらなんらお咎めを受けなかった田中角栄との比較で一定の話題を提供したよし、一応先行研究として挙げておく必要があるだろうか。実のところ、このホ氏が本来何を生業とした人物かは筆者にはよく判らないけれども、政治家の出入進退から、芸術作品の創造の過程まで、すべてが世論という名の主語の曖昧な誹

謗中傷の複合体にひきずられて右往左往する世のなかにあって、その内容がいかなる放言・暴言の類いでこそあれ、自らの名のもとで、自らの危険負担において発言するというその一事のみにおいて既に衆愚の蠢動から明確な一線を画しているかくのごとき人種が、ガーシーとか、ホリエモンとか、それぞれにちよつと得体の知れないふたつ名で呼ばれているのはどこか、池波正太郎の小説世界で江戸の暗黒街に活々と跋扈する個性派の盗賊群を彷彿とさせる。ガ氏と田中角栄との比較論は種々重要な論点を含んではいるけれども、ここでは電子的言論空間に過度に足をすくわれて議論が無秩序に拡散することを望まないもので、あくまで以上例外的に特筆するにとどめて、我々の本論との関係では、少なくとも長期にわたる欠席が即議院からの除名を意味するものでないという前提だけを確認しておくこととしよう。

そこで、少し地に足のついた議論の土俵に戻るとして、前掲の法条に照らせば、ガ氏が国会を欠席したかどうかの問いの次にくるのは、その欠席に「正当な理由」があるかどうかのそれである。これについて比較的手際よく多数派の意見を概括した回答例があったのでほとんど原文ママで次に掲げる。——「報道によれば、ガーシー議員の国会欠席の理由は、暗殺や不当逮捕の恐れがあるからとのことである。しかし、不当逮捕のおそれは議員の不逮捕特権により防止できるから、およそ欠席の理由にはならない。また暗殺の危険性を具体的に示すことができないのであれば「正当な理由」は見当たらない」云々。

二ノ一、前者の逮捕の可能性、およびその反論としての不逮捕特権については、周知のように憲法上「両議院の議院は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず」（憲法五〇条）とあるのを承けて、法律上「各議院の議員は、院外における現行犯罪の場合を除いては、会期中その院の許諾がなければ逮捕されない」（国会法三三条）とあ

るのを指すわけであるが、しかし目下特定議員の除名決議が院内において可能どころか、ほぼ確実な情勢であり、また院外の所謂有識者もそれに異を唱えることの見込みない状況にあって、不逮捕特権におよそなんの意味があるか。

本稿はあくまで所与の事例について状況を概観するものであるから、所謂学説的な検討には踏込むことは趣旨を逸するが、この点、憲法学では過去に所謂造船疑獄での有田二郎議員の逮捕をめぐって若干の議論があった。国会議員の地位というのは国民一般が享受する権利とは質的に異なっており、所謂不逮捕特権も、国家機関の構成部分としての、しかしながらそれ自体有機的な全体でもある議院の活動を保護するものであることは明らかであるが、ちょっと気の利いたことを云っているつもりは憲法学者が、議員にとつての人身の保障は歴史的には、行政府が議会から反対派をしめだそうとする不当な干渉に対抗すべき要請として生じたのであるから、不逮捕特権は議会少数派の保護に資する制度の一つであると云うような記述をなお教科書で踏襲しているのは可笑しい。欧州の王様がどうだったかは知らないが、我が国現行の国家体制は議院内閣制であり、従って行政府とは即ち、理念上国会の多数派そのものである。逮捕の許諾を議院の多数決で決めるのであれば、端的に、不逮捕特権には議会における少数派保護の機能はないのである。

だから確かに若干議論を放りなげたようなそもそも論を云ってしまえば、除名処分というのはそれが妥当であろうが、なからうが、議会の多数派が形成されればなしうるのであって、国政上でそれに直接異議を唱えることのできる機関は存在していない。ガ氏の主張に正当性があつたかどうか、或いはより厳密に本稿の趣旨に徴せば、国政にガ氏が登場するという出来事を契機として我々有権者にあつてならんか学習会得すべき教訓があるのでないかどうか、これらの一切にかかわらず、民主政においては少数派の負けなのである。ごくわずかな議員を送りだして、院内の多数

派から改めてしめだしをくらうにせよ、そもそも議席を獲得するだけの一定数を形成することに失敗するにせよ。

だから本稿は決して政治的提言の一書ではない。我々にはにわかに何事もなしえないだろうし、是非ともなざねばならぬというほどの状況でもない。ただ願わくば、冒頭で本稿の本来的読者として名指した若い世代の諸君が、いや、大づかみの世代がではなくて、まさにいま本稿に触れている貴君が、口先では政治の多様性を謳いながら、都合の悪いものが出てくるなり、くさいものに蓋をして事終われりとするこの無様な大人たちのやりようを忘れないでいてくれるとよいと希っている。トランプが嫌いならそれでもよい。しかしトランプ以後の世界において政治的に正しき人々が、ただトランプに眉を顰めるといふ暗黙の目配せだけでも酪酊することのできる偽善の美酒に淫するうち、果たして合衆国市民はなにを得たと云うのか。共和党からはトランプに変わる共和党像を描きうる政治家は現れず、民主党からはオバマよりもヒラリーよりもあらゆる意味において後退しかしていない大統領候補が、民主党が勝ったと云うよりはトランプ個人が敗けただけの選挙でその地位にありついたに過ぎなかった。貴君らにはこのようなじめめな相互的自慰の慣性力を踏襲しておのれの世界を狭めてほしくない。是非ともガ氏の存在を自分とは無縁の偶発的異物とみなすのではなく、それを契機に自分自身の責務たる我が国議会会制のありかたを反省するよすがとするだけの政治的廉直性を失わないでもらいたいのである。

〔追記〕その後、ガ氏は実際に逮捕されたが、これは無論議員の地位を失ったあとのことである。令和五年六月「4日夕に成田空港に到着。警視庁が3月に取得していた逮捕状を執行した」(二三・六・五、朝・一)。

二ノ二、後者について、ガ氏において実際に暗殺の危険性がどの程度あるかはさておき、政治家が暗殺の危険を述べたときに、その危険性を具体的に示すことの証明責任を当該人物に課するというのも随分と薄情なことで、難民たるこ

とを主張する外国人は信じられても、国民のうちで政治的少数者となったものは足蹴にするというお国柄がよく出ている。

ちなみに我が国では少なくとも昨年安倍晋三元首相の銃撃以来、暗殺という行為が社会的有用性をはつきりと持つようになった。ここでいう有用性は、決して山上某が有力政治家の殺害に成功したその事実によって構成されるのではない。そうではなくて、この殺害を契機として世論が大きく変容することを国民が全体として容認した事実がそうである。水面下の人脈がどうであれ、政教分離を云々するほどの公然たる宗教的感化を一般庶民に感じさせることほとんどなかった雑食の万年与党の首班に対して、票田獲得につながりさえすれば国民に内包されるどんな利益でも無節操に吸収するその一環としての結びつきをたてにとつて、やつあたりの攻撃を仕掛けることで、しかし実際上の効果としては、山上某は自らの個人的文脈を一躍社会の主要関心事の一の高みにまでおしあげ、見事衆愚の英雄となったのであるから、その費用対効果の打算をめぐる卓見には脱帽すべきものがある。新興宗教の弊害について精力的に活動してきた弁護士や活動家の存在のすべてが、その社会的効果の面からいえば、高々数発の銃弾による他者の生命への毀損行為にまったく及ばないということ、それが現状「主権の存する日本国民の総意に基づく」事実であることが実証されたのである（もちろんこれは所詮虚栄の功績であつて、冷静に考えれば衆愚の耳目に刺激を供給することよりも、現実には傷付いた人々に個別具体的に寄りそう地道の日常にこそ、はるかに崇高な価値のあることは明らかだ）。少なくとも我が国の民度に照らすかぎり、政治家がただ著名であるというその一事でもって当該政治家に対する攻撃は有用性を持つのであり、そして実際過去半年間にわたってガ氏以上に著名であつた参院議員はいないと云うこともまた確かである。

二ノ三、以上は国会欠席に対する（まだしももつともらしさを装った）理由付けとその反論であるが、むしろここで最低限の思慮深さが国政上考えるべきことは、それが従前からの国会運営の実態に対する一種の問題提起の役割を果たしていなかったか？という点である。国会に真面目に出席しているとされる議員たちが、果たして本当に国民代表としての仕事をしていると云えるのか——この疑問はそもそもガ氏が国会に送りこまれるにいたった原動力と云ってもよいであろう。なぜ憲法学者はある特定党派が国旗を燃やしてみせるときには抗議表現の一形態として、凡俗の徒に均等に与えられた普遍的人権だけで充分に擁護可能だと考えるのに、憲法上特権を明記された国民代表に対しては物理的な出席という、これが大学の世界であれば最も学生を的確に評価する能力の欠けた教員が最後に頼みの綱にするような安易な基準に縛りつけて、そこから距離をとる行為についてなんらの現行制度に対する抗議声明の意も見出そうとしないのか。常識的に考えれば無為 (Trepidation) が、特定の価値の象徴物を敢えて毀損することと比してより悪意のものであるとは考えがたいが。この点学生回答のなかでも明確に「欠席それ自体については現行制度への反抗を示すという意味でひとつのありかただと思ふ」と評したものがあつた。この回答者自身がそのような極端な行動様態に賛成したり、同調したりする趣旨では必ずしもあつたまいが、他者の多様な態度表明のありようを許容するそのくちぶりには教員としても大変好感をもつた。まことに希望は若い世代にこそあつた。

加之決して忘れてはいけぬ事実は、そもそもガ氏は「国会欠席を公言していたが、参院選では個人名で約 28 万票を得た」（二三・二一・二二、夕・五）ことであろう。この点学生回答には「ガーシー氏はまた、「海外での政治活動」を公約に掲げて当選したとして」（二三・三・九、朝・一二）自己の立場を説明したとのことだが、但し、筆者としては、これが所謂公約として認定できる言明に該当したかどうか、今回の簡単な調査では確信できなかった。選挙戦に

おいて発言したことはすべて公約という立場もありうるが、そうだとすると「国会で寝ているおっさん議員を全員たたき起こす」（二一・七・一三、夕・六）といった発言もそうであり、物理的におっさんを叩くためにはやはり最低限議場に赴くことが必要であろう。ガ氏のように本職？がYouTuberとなると、どの声明がいかなる性質のものであったかを論ずるためには、過去にその作成した動画を逐一検証する必要があるのかも知れないが、筆者自身にとってこうした低俗極まる文化的消費財に長時間接することは——憲法学の文献を読みあさると少なくとも同程度には——健全な知性を毀損する作業であることが明らかであるように思えて、ついぞなしえなかつた。それにしても、もし国会欠席が公約であったと認定できるなら、存外国会議員で掲げた国民に対する誓約を文字通りの意味で貫いた憲政史上でも稀有なひとりがガ氏であったとは云えるかも知れない。

学生回答のなかにも比較的生真面目に「一般企業でも出勤してこない人間は解雇になっても仕方がないから、議員除名は当然である」としたものがあがるが、採用面接のさいに物理的な出勤を行わなくても業務ができる旨を大胆不敵にも公言して、なお採用された場合は別問題であろう（我が国においてはとかく労働者の喩えはなにかしら喩えられたほうに有利な小理屈を提供するものである）。ましていわんや、法律を超えたものとして憲法があり、その制定権が主権者たる国民に帰せしめられているときに、他ならぬその国民が法律の改廃を司るべき機関の一員として送りだした人間には（伝統的に憲法学者流が慌てて憲法制定権力論を歪めはじめる地点がここにある）、少なくともその問題提起において相当に広汎な裁量が認められていると考えるほうが自然であろう。「国会への出席は国会法で義務付けられており、まずは現行のルールに従ったうえで、変更を求めるなら国会で議論するのが筋である」（二三・三・九、朝・一二）という政治的に正しい人々が、しかし同性婚を求めるときには「まずは現行のルールに従ったうえで、変更を求めるなら国会で議論する」ことをせずに、反対意見をもつものを即座に犯罪者呼ばわりするのもまた世にも不思議

な二枚舌である。同性婚は憲法上の権利だから民主主義の手続きは迂回してよいのだろうか？ しかし本稿冒頭に掲げた判例によれば議院運営のありようもまた憲法上に謳われた「議員の権利行使」の問題なのだが。

——尤もついでながら、右のごとき詭弁は同性愛者の罪では決してないことは確認しておかねばならない。我が国では同性愛者に対する文化的・宗教的に一貫した敵愾心のようなものはほとんど存在せず、確かに最近では放送文化におけるオカマ属性は取扱注意となり、こびとやどもりなどとともに、道徳的な正しさの匂いをまとわずに万人の気楽な笑いの輪のなかに融けこませることが極端に難しくなった感もあり、これも我が国の政治的意識の向上の賜物かも知れないが、そうは云ってもその程度であって、また逆に同性愛者に属する人々のほうでも、特に同性愛であるからという理由でおしつけがましい自己主張をすることなしに平穏なひとしなみの生活に馴染んでいるものが多数である（勿論多数派であることは当世風にいえば罪悪であるが）。筆者も自身ももし同性愛者であったなら、かくも政治的に痴愚をさわる同性愛の活動家連におのれの権利を「代弁」されることで日々屈辱と鬱憤を感じずにはおれないだろう。その点はまことに心中をお察しするとともに、昨今の活動家連の阿鼻叫喚によって一般国民のあいだに同性愛者や性的少数者そのものを敬遠・忌避する空気の醸成されることのないように、ここから願ってやまない。

閑話休題。さて「現行のルール」は懲罰に付さねばならぬとは述べているが、除名にせねばならぬとは述べていない。もし「有権者に直接選ばれる重みを重視して、国会は慎重に対応しようとした」（二三・三・一五、朝・三）と云うならば、法に規定された「公開議場における陳謝」（国会法一二二条二号）からひと足飛びに「除名」（同四号）に進むことをしないで「一定期間の登院停止」（同三号）を経ておけば、ガ氏としては従容たるさまでこれに従ったと思うが、いかがであろうか。筆者としてはいまの我が国社会が最も必要としているものはこの種の機智であると思うが



そもそもガ氏がどれだけ議会に欠席したと云っても、まだ期間全体としては半年かそこらであろう。政治をとりまく環境はわずかのうちにころりと変転しもある。新人議員も最初の一期は夢よ、たゞ狂へ……とまでは云わないが、丸一年間様子をみたとて、それ以降に物理的にも登院できる状況となれば、任期のうち欠席期間は六分の一に過ぎない。それでもなおこの除名処分を「慎重に対応しようとした」結果だというのは、成程確かに、丁度ガ氏の任期になぞらえていえば小学校六年間の初年次段階でわずかに風変わりな偏向をみせた生徒たちはたちどころに発達障害だか、適応障害だかの標識を貼りつけて特別学級におしこめてしまう、そんな時代背景にはそぐわしいのかも知れない。この程度の許容性ももちえない人々がその同じくちで社会の「だいはーしてい」を叫ぶのはもはや意図的にひとを笑わせようと……これはもう前に書いていた。

最後に、そもそもガ氏の出席を確保することがさほど困難なことだったのかという疑問も生ずる。ガ氏は「リモート国会の実現を呼びかけてい」（二二・三・三・九、朝・一二）たというが、そうだとすれば彼は物理的な帰国を拒んだだけであって、議論への参加を拒んだわけではない。ガ氏は「質問主意書を出す程度で、審議や採決への参加など、実質的な議員活動はないに等しい」（三三・三・三・九、朝・一二）と云われるが、最終的な表決などは遠隔式で効率的に集計できる作業の最たるもので、そもそも旧態依然と議場で採決をとったところで、実際には最初から派閥による勢力図の塗りわけで結論はみえていることがほとんどである。審議たるや、他党の言葉を頭から聴くつもりもない水掛け論に終始する議員たち、いざ採決たるや、多数派の横暴だ！と叫んで議場から退席する議員たち、これらを逐一全員除名するとも云うのでないかぎり、審議・採決への不参加行為の堆積と観念できるガ氏の行動様態は、現状の国会議員の勢力分布において議会内多数を形成する望みがほとんどない少数派閥の声なき声の一表現として例外的に意義

を認められることこそあれ、その余の部分についてはもはや他の全野党の常態と比しても程度の差しか存しない。ましてや参院議員全員と云うならば別論、彼ひとりぶんの遠隔式接続機材を用意するだけのことにどれだけの困難があるろうか。

ちなみにガ氏にさきだつ令和元年参院選でいわ新選組から重度障害をもつ二名の議員が当選したさいには「参院の規定では、議場に入れるのは国会議員か参院事務局員に限られるが、介助者の入場を認めるほか、採決の賛否も、介助者が代理で押しボタンを押すことや、記名投票は参院職員に委託することを認めることが確認され」（二九・七・二五、夕・一）、速やかに「議席のバリアフリー化工事をした」（一九・七・二九、朝・三〇）。遠隔式の参加にそれよりも多くの費用がかかることはあまりなさそうである。

遠隔式の国会出席は既に議論のあるところで「これまで「出席」は物理的にその場にいることと解されてきた。しかし、議員が議論に参加し、賛否を決め、表決に参加できる機能が保たれていれば、オンラインでも「出席」にあるという新しい解釈が生まれ、憲法審の議論でも、公明、立憲民主、国民民主の各党などが、この考え方に賛意を示した」（二二・二・二三、朝・一〇）。これは無論、当時新型コロナウイルス禍による緊急時を念頭に置いた検討であったわけだが「緊急時以外でも、オンラインを活用すべき場面がある。妊娠、出産、病氣、障害など、特定の事情を抱える議員が審議や投票に参加できるようにすることだ。より多様性のある人材を国会に受け入れることにつながるに違いない」（同）。障害者や妊婦を包摂するのは多様性である。しかし相手が障害者や妊婦であるときには「新しい解釈」によって認められ、政治的対立者であるときには「現行のルール」によって認められないような多様性は、憲法学者の好きな多様性ではあるが、決して真の多様性ではない。なぜなら同様の論理でかつては障害者や妊婦が成員の埒外とされてきたのだから。正しい日本語の用法を知るものは、それを多様性ではなくて、政治的流行と呼ぶであろう。

三、これらとは別に除名の理由として、各種法令違反行為を挙げる回答例が、各罰条毎にちらほらとみられた。これは無論抽象的に要約すれば、犯罪者が国会にいられるはずがないとの論法で、これはおおきに疑問であるとは前述一で述べた通りであるが、しかしここに分類するのは単に抽象的な悪性格性を述べるだけに終わらず、特に具体的に法条を挙げ、罪状を特定して議論している回答である点でやや長じている。

脅迫（刑法二二二条）、名誉毀損（同二三〇条、参照国会法一九九条）、業務妨害（刑法二三三条）、またガ氏のような人間の「BTSに会わせる」（二二・七・一六、朝・四）などという甘言に金を払うような判断力であつても法が保護すべきであるとすれば、詐欺（同二四六条）。暴力行為と云うのを挙げる回答もあつたが、これは処罰の根拠法が暴力行為等処罰ニ関スル法律ということで、罪たるべき事実としては常習的脅迫であろう。他に学生回答では公選法違反、政治資金規正法違反なども挙げられていたが、現時点で筆者としてはこれに対応する事実を発見できなかった。今回学生にはとかく可能性のある論拠をすべて挙げるように求めたので、このような回答も質問者の趣旨をよく正解しているのではあるが、これらの回答例もまた世に横行する言論の影響下にあると考えれば、薄弱な根拠をもつて他者の名誉を侵害したとされるガ氏を糾弾するに、やはり薄弱な根拠をもつて彼を犯罪者呼ばわりしているのかと思うと皮肉なものではある。なお、国家公務員倫理法違反ではないかという面白い回答もあつたが、国会議員に直接適用するのは難しいように思える（同法二条一項、国公法二条三項九号）。しかし大学では結果的に正しい解答を得ることよりも、自分なりに最大限可能性を探究する過程にこそ価値がある。当該回答を寄せてくれた学生を積極的に讃えた

い。  
さて、これらは根拠条項としては明確であるが、しかしそのことと議員除名との関係は一考に値する。象徴的であ

るのは学生回答のなかで「国会議員とかは関係なしに、ひととして脅迫はしてはいけないことだし」という一節があったが、げにやげにその通り。脅迫はしてはいけないことであるし、それは国会議員であることとは関係がない。

本稿はあくまで所与の事例について状況を概観するものであるから、所謂学説的な検討には踏込むことは趣旨を逸するが、この点、憲法学では過去に所謂造船疑獄での有田二郎議員の逮捕をめぐって若干の議論があった。国会議員の地位というのは国民一般が享受する権利とは質的に異なっており、所謂不逮捕特権も、国家機関の構成部分としての、しかしながらそれ自体有機的な全体でもある議院の活動を保護するものであることは明らかであるが、ちょっと気の利いたことを云っているつもり憲法学者が、議員にとつての人身の保障は歴史的には、行政府が議会から反対派をしめだそうとする不当な干渉に対抗すべき要請として生じたのであるから、議員の逮捕をめぐる議院の許諾にあつては当該逮捕の正当性を議院が審査するのだと云うような記述をなお教科書で踏襲しているのは再度実に可笑しい。実際に法廷でも「議院の逮捕許諾権は議員に対する逮捕の適法性及び必要性を判断して不当不必要な逮捕を拒否し得る権能である」(東京地裁昭和二九・三・六、判時二一・四)とまったく趣旨不明瞭な言辞を弄したりしている。欧州の王様がどうだったかは知らないが、我が国現行憲法においては逮捕の正当性を判断するのは司法府と決まっている。

我々はむしろ、国会議員も一般人たる地位のかぎりでは万人共通の刑事法規範に服することは前提としながら、なお議員にのみ殊更に特権が認められていることをどう受けとめるべきであろうか。国会における議論はその本来の姿にあつては、社会において自明視されている事柄を根本的に疑うような問いかけをも受けいれる素地となることが望ましい。同性愛者も時代や地域によっては犯罪者であることを考えれば、社会において越法脱倫の烙印をおされたものに対しても敢えて公開の討議において発言権を許すというのが特権の本懐ではなからうか。不注意な運転で事故を

起こしたことが議員の辞職する理由となり、薬物事犯で検挙されたことが俳優の降板する理由となるような世のなかでは、ある職業が真実その職業において評価されることはもはや一般論としては望めないかも知れない。しかし典型的には歌舞伎芸能にみられるように、体罰もなし、女遊びもなしの優等生ぶりに墮落すること、即ち、所謂一般市民法秩序の規範に屈従することは、時として世俗的権力に対する抵抗の拠点ともなりうる職能の自律性を失うことと等しい。我が大学業界にあつては既にして、構成員たる教員自身において、外界からふりそぐ書類行政の走狗となることに積極的に愉悦を感じる謎の人種に議席数を圧倒されてしまったが、まだしも国会議員は不逮捕特権という、議員個人の保護を目的としたものでないにせよ、その存立を外界の合法・違法からひとまずは遮断する殊更の身分保障が憲法上存する点でなおきわだつている。ガ氏が名誉毀損その他の罪を犯すとき、国会議員の地位と無関係に、一国民として彼が刑罰に服すべきことについては異論はなからう。そこでもし一般民衆が名誉毀損その他の罪で平等に裁かれるのに対して、国会議員の地位にあるものは名誉毀損その他の罪で平等に裁かれるが、それに加えて議員資格の喪失をも制裁として課されるのだとすれば、もはや実質的に国民代表たることを根拠として処罰を加重するに等しい。少なくとも現在の文脈では、ガ氏につき、彼が裁かれるべきとされる罪に対する逮捕の許諾如何が論ぜられておるのではなくて、除名処分に理ありとすべきやいなやが論ぜられておるのである。

四、以上挙げたもの以外で、興味をそそつた回答例に以下のようなものがある（本稿の主たる論題は尽きたので、簡単な紹介にとどめる）。まず「ネットの知名度さえあれば政治的手腕の有無は関係なしに当選できることが国民に認知され、国会議員全体の権威を貶めた」というのがあった。極めて健全な発想であるが、かかる認知はもはやガ氏の登場以前から国民の常識となつており、おもむろにガ氏のみはその責任を求めるのは酷であろう。また「SNSを駆

使して特定の支持政党のない浮動票を動員して当選したから」という回答はひとときわ筆者を驚かせた。国民の政治的無関心とか、若年層の投票率の低さとか云ったことが難じられるなかで、無党派層の興味を一瞬でも政治に向けさせたことが議員除名を支持する根拠となりうることは。こうなるともはや当該回答をした学生を責めることはできない。我々先行世代が転倒した言論空間のなかで若い世代のものたちを中毒させてきたことにこそ、深刻な罪があると自覚せねばならぬ。

なお、以上議論のほぼすべては一種のためにする議論であることは最初に述べたとおりだが、筆者個人にも政治に対する素朴な感想が存しないわけでもなくて、それからして最も親近感を抱いた回答例は以下のごときものであった、即ち、せつかくガ氏を政界に送りこんだのであるから、政界にまつわる暴露をして、政治の世界を変えてほしいのに、政治とは関係のない芸能人の醜聞の類いに話題が終始してまったく期待外れであったから、と云うのがそれである。従前の行論に照らしてわかるように議員除名の根拠としてこれを用いることが賢明とは思われないが、筆者個人としてもこの点はまことに残念であり、国政の問題だけに、ここに最大限の遺憾の意を表しておきたい。公約を云々するなら、国会に出席しないこと以上に重要なのはNHKから国民を守ることだったのではなかるうか。旧NHK党のみじめな自滅の結果、却って現状NHK側はやりたい放題と化しているが、これに関してガ氏の戦犯たる責任は免れまい。

ただし、右にいう「政治と関係のない」という点には留意を要する。特に国民生活の万般にわたって、存在意義の不明な立法が濫発されている現状にあつて、端的に国会の活動と無関係と云える領域は実はあまりない。ましていわんや、ガ氏の専門とする芸能においておや、現在我が国において国政はそれ自体芸能の下位区分ではないかという重大な疑念をさておくとしてもなおそうである。折しも本件除名の決定がくだった直後、統一教会騒ぎに段々飽いてき

た国民諸氏が次の消費財として選んだ「ジャーニー喜多川氏（2019年に死去）による所属タレントへの性加害疑惑を巡る問題で」（二三・五・一七、朝・三〇）事務所出身者の某氏が「立件民主党の児童虐待などをテーマにした国会内での会合に出席した」（同）。筆者は芸能関係の情報も極端に疎いので、時代毎にどのように社会の言説が変化してきたのかを把握しておらず、喜多川某のめぐるめく伏魔殿の実態というのは以前から、特にまだ当該関係者の芸能活動を封殺するような騒動に結びつくこともなしに人々が電子的掲示板のくちさがない、真偽の定かでないと言うよりは真偽の別が特に重要とされない下衆の噂話を気楽に愉しんでいた九〇年代には、全国民に周知の事柄となっていたように思われ、今更国会でなにを聴取りする必要があるのかはよく判らないのだが——推測にしかならないが、淫靡なる業界構造がほぼ排他的に女性の圧倒的支持によつて温存されてきたことがあまりに明らかであるので、政治的に正しい人々としては話題にしづらかったのであろうか？——本題との関係ではこの某氏、きくところでは元来ガ氏のYouTube活動において共演者として発信を行っていたところに一躍脚光を浴びたのだとか。してみると社会に伏在するある争点を、それが本当にそうであるかはさておき、国会で議論すべき争点として浮上させる論点形成力をガ氏は有していたことにもなるうか。ガ氏を議場から追放したその舌の根も乾かぬうちから、ガ氏を媒介として流行した議題を丸呑みにするかのごとくに党の会合にその共演者を招くというのがもし実際にことの次第であつてみれば、ガ氏の議員たる資格を剥奪するにいたった根拠がなんであれ、それが羞恥心の欠如でなかったことだけは確実である。

ところで冒頭のくだりで質問票は二段階になっていると述べたが、第二のものでは以上検討しような——もちろん本稿に文章化したような特定方向の強度をもつた行論とは無論程遠い内容であるけれども——除名処分を根拠付ける諸観点の各々について、学生諸君のままで簡単な批判的検討（時間は総計して一〇〇分講義を一コマ分程度）を展

開してみせたくうえで、改めて、除名処分との関係でのガ氏の落ち度はなにかを問うてみた。

今回質問票では、おおまかに三種類の立場からの択一を求めた。(甲)元来ガ氏には特に落ち度はなかったと考えるもの、(乙)当初ガ氏に落ち度があると考えていたが、教員(筆者)とともに行った再検討を踏まえて、特に落ち度はないと考えを改めるにいたったもの、以上二択についてはそれをもって回答は完結するが、さらに(丙)なおガ氏に落ち度があると考えるものは、改めて右検討に対して再反論を行うように求めた。回答を集計した結果を端的にまとめると順に(甲)七・四%、(乙)六六・三%、(丙)二六・四%という数字であった。これについて二点、補足的な議論を与えて本稿を閉じることとする。

一、ここで(乙)が形式上多数派となったことにつき、即座にありうべきふたつの異論について——もとより議院の除名決議とは異なり、大学における議論においては多数派を形成することに固有の価値は存しないから、殊更数字などは気にしなければいいだけのことではあるのだが。その第一は、これは教員(筆者)が従前のような議論によって権威的に誘導した結果であるとの批判。筆者自身は、学生諸君に柔軟に思索の選択肢を与えるだけで、そこからの価値判断については諸君が自由に選択すべきことを教育の第一義としているつもりではあるが、しかしここでは一方當事者としての立場上右批判に対して直接応答しても国会中継のごとき水掛け論にしかならないであろう。従ってここでは、政治学にあつては学生に自民党批判という単一種類の政治的な正しさをおしつけ、法哲学では学生に結論ありきの男女不平等論を既成事実として強いる大学教員たちの群れのなかで、本稿冒頭に掲げたような真の自由主義的精神をもった極めて稀少な教員がむしろ、偏向教育の名で糾弾されるとすれば、それは一驚に値する旨表明するに留めておく。



なお云うまでもないが、本件質問票は通常講義における定期試験のような性質のものではないし、その回答については特に熱心な答案を寄せてくれた学生に、右選択肢の別にかかわらず、期末成績においてわずかに裁量的加点を認めた数例があるのは、いかなる回答においても減点された例はない。いずれの選択肢をとってもそのことから学生には利益も不利益もいっさい生じず、かつその旨は事前に学生諸君に充分に告知されている。いまだきの学生は成績に不利益のないときにそうは教員に媚を売ったりはしないものだ。

ありうべき異論の第二は、回答の選択肢（丙）においてさらなる論述が求められていることから、学生は真に（乙）に賛同してではなくて、単純に質問票への回答が面倒であるという理由で、縷々ガ氏の擁護論を陳述する教員へのお愛想（Lip Service）として（乙）を選んでいるだけであるから、さきのごとき集計法は不正であるというものである。が、これは筆者には的をあてそこなつた議論に感ぜられる。選ばないこと、それは選ばないことを選ぶことである。そもそも国政選挙においても面倒であるというだけの理由で投票を行わない若者が多いが、それは政治的意志表明をしていないのではなくて、なんとはなしに世の情勢に身を委ねるといふ（場合によって致命傷ともなりうる）政治的意志表明を現にしているのである。ほぼ類比的に大学の世界においては、あえて自らの論拠を言語化して呈示しないものは、論拠をもたないものの数に含ましめるのが本来理に適っている。

二、今回（丙）を選んだ三割弱についてはさらなる回答例の収集を得たわけだが（学生諸君の協力に再度感謝します）、その内容的には残念ながらほぼすべてが、国会を欠席したのが悪かった、芸能人を誹謗中傷したのが悪かった、と云つた第一の質問票を単に反復するだけのものです。反対論を踏まえて新たに見解を基礎付けたものはなかった。或いは実際には学生諸君は教員による検討の実演などはほとんど聴いていないで回答だけを提出していたのかも知れない。

大学教員の実感からしてもそんなものである。

もちろん、自分と異なるどのような見解の可能性に接しようとも、特定の政治的価値判断を保持すること、それに基づいて次なる投票行動を決めること、これら自体は有権者に固有の権利であり、ましてや今回の質問票は学生個人の見解を特定方向に誘導するような意図をいつさい伴っていない。むしろひとの言葉に惑わされず、明確に改むる必要を感じないかぎり、自身の見解を固持することは多くの場合に美德である。とはいえ、右のごとき回答例は今回の質問票との関係では設問と合致していない。「黒人は統計的に犯罪者が多いから危険で劣っている」という意見があったとして、その統計自体は必ずしも事実を損なうものでないと云うことはおおきに考えられそうであるが、その数字自体の由来を考えると、例えば特定の時代の米合衆国における黒人が、同一設定下の白人と比して傾向として劣悪な生活水準に置かれ、かえって犯罪行為に走りやすい環境を強いられている構造的差別がその表現をみているのかも知れない、かように新たなもの見方に接したとき、それに対する再度の対論として「黒人は統計的に犯罪者が多いから危険で劣っていると思います」というのでは、かかる言明に含まれる真実はさきのそれよりも減じていないとは云えないであろう。政治的にはそういう頑なさが賛同を集めることが多からうが、大学における言論にはなお幾許かの抵抗の余地があると信じたい。

極端に例外的なものとして二例を挙げておくと、ひとつには参院はあらかじめ、ガ氏に「本会議場で陳謝させる」(二三・二一・二三、朝・四) 処分を行ったのに対して、ガ氏側がひとたびは「処分を受ける意向を文書で参院側に提出した」(二三・二一・二七、夕・一) にもかかわらず、それが予定された「本会議に出席しない」(二三・三・八、朝・三二) 挙に出たものであって、議院側よりもガ氏側のほうがさきに意志疎通するつもりのないことを通告したに等しいという、以前の議論ではあまり触れられていなかった点を強調するものがあつた。かなり健闘していると云うべき

であろう。

また重度障害のある議員とガ氏との比較論について、自助努力によって障壁を越えられない議員と、自身の怠慢によって出席しない議員とでは状況が異なるという再反論を寄せてくれたものがあつた。筆者も一応大学教授の底意地の悪い要領深さで、この点は単に制度的対応の難易度の差というかぎりでしか援用しなかつたのではあるが、しかし言及された事例をめぐって正面から応答した回答者の積極的姿勢は範とすべきものがある。さらなる判断は翻って読者諸氏に委ねることとしたい。

なお、筆者の素朴な感じかたを云えば、障害のある人間が当選したから、障害者独自の観点から政策を提言できると云うのではそもそも議員の「全国民を代表する」（憲法四三条）性質に違背しているのであつて、障害のある議員にわずかに二議席を確保したことが多様性の推進に貢献するなど云うおためごかしを通用させているようでは、政党にあつても有権者にあつても偽善的な自己満足としか思われない。却つて議院を構成する各議員が、自らの出自や票田にまつわる問題にだけ固執する風潮が強化されれば、人口数では決して多数派になりえない障害者にとって害となりかねない。政策判断とは常に総合的な判断である。自身の健常、非健常にかかわらず、全議員が障害者の包摂を念頭にあらゆる政策論議をするのではないならば、その国会を構成する全議員を即刻除名とすべきことが本筋である。そういう背景的考慮もあつて、右事例に関しては取扱いがやや冷たきに過ぎる印象を与えたかも知れないが、そうはいつても、車椅子仕様とするための議場の改築に殊更異論を唱えろと云うような意図はなかつた。ガ氏の希望した遠隔式の参加形態がさきに開拓されており、申請すれば誰でもその適用を受けられるとでもしておけば、これに類する人々の参入障壁も一層低いのではないかとは思ふのだが、敢えて議場に來たくないという人間を最大限理解しようという試論のなかでわざわざ、敢えて議場に來たいという人間をくさすこともあるまい。